

議案第15号

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料条例（平成18年つくばみらい市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第9に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	盛土又は切土をする土地の面積	3,000平方メートル以内	1件につき	2,700円
		3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	1件につき	5,400円
		20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内	1件につき	10,800円
		40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内	1件につき	21,600円
		70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内	1件につき	37,800円
		100,000平方メートル超え	1件につき	54,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に伴い、盛土又は切土が発生する工事において設置される排水施設の中間検査の手数料を徴収するものです。

つくばみらい市手数料条例(平成18年つくばみらい市条例第44号)新旧対照表

改正案					現行						
別表第9(第2条、第5条関係)					別表第9(第2条、第5条関係)						
区分				単位	金額	区分				単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	

1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	一トルを超えき					
	20,000平方メートル以内					
	20,000平方メートルを超えき	1件につき	10,800円	(新設)	(新設)	(新設)
	40,000平方メートル以内					
	40,000平方メートルを超えき	1件につき	21,600円	(新設)	(新設)	(新設)
	70,000平方メートル以内					
	70,000平方メートルを超えき	1件につき	37,800円	(新設)	(新設)	(新設)
	100,000平方メートル以内					
	100,000平方メートルを超えき	1件につき	54,000円	(新設)	(新設)	(新設)